

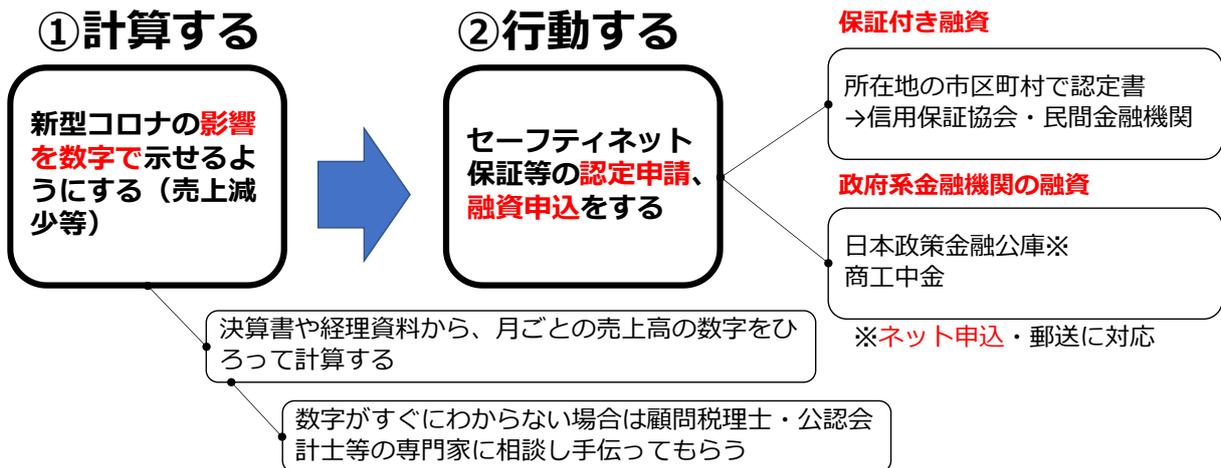
文化芸術関係者向け新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援制度活用ガイド解説編

1. 資金繰りが危ないと思ったら

1.1. 基本指針：計算し、行動する

□ 新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響を数字で示せるよう計算することで、保証付き融資・政府系金融機関の融資申込に向けて行動できるようになります。

■ 計算することで、漠然とした不安が、資金需要として客観化・明確化・説明可能になります。本ガイドでは、以下「計算し、行動する」ために必要な情報をまとめました。



各支援策の要件は売上高減少率等で定められていますが、運用は関係機関において柔軟に行われているので、自社・自分が利用できるか確信がもてない場合でも、各窓口で相談してみてください。

計算し、行動する

1.2. 売上減少は、どう計算するか？

□ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業への影響を数値化するために、まずは直近の売上高が前年に比べてどのくらい減少したかを計算してください。

■ 最近1ヶ月間の売上高等の減少（実績）を計算する場合

計算式

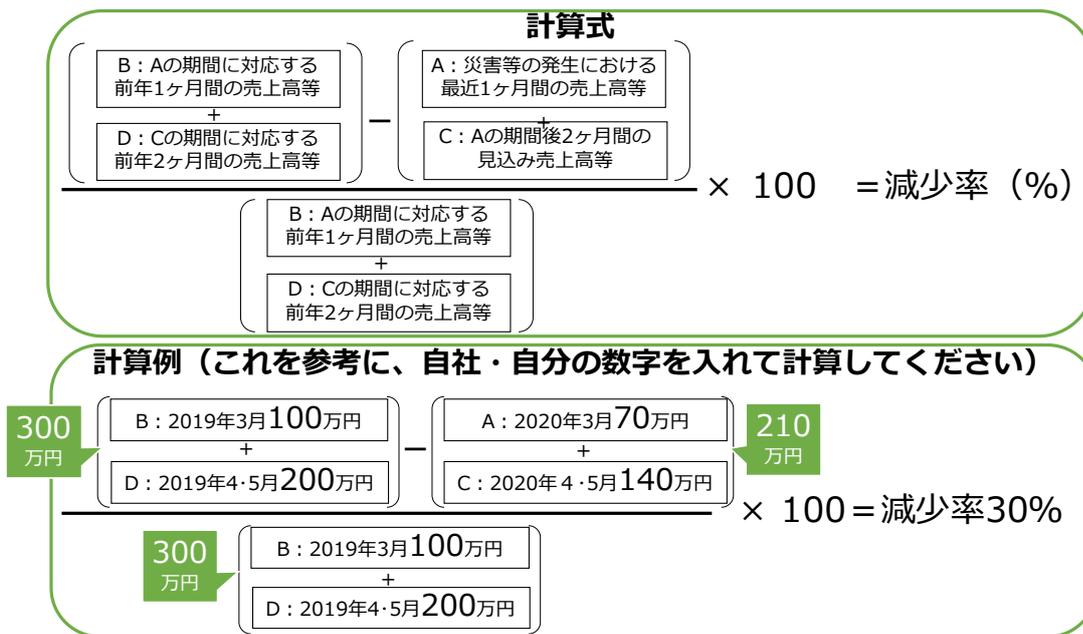
$$\frac{\text{B: Aの期間に対応する前年1ヶ月間の売上高等} - \text{A: 災害等の発生における最近1ヶ月間の売上高等}}{\text{B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等}} \times 100 = \text{減少率 (\%)}$$

計算例（これを参考に、自社・自分の数字を入れて計算してください）

$$\frac{\text{B: 2019年3月 100万円} - \text{A: 2020年3月 70万円}}{\text{B: 2019年3月 100万円}} \times 100 = \text{減少率30\%}$$

最近1ヶ月間の売上高等の減少（実績）の計算方法

■最近3ヶ月の売上高等の実績・見込を計算する場合（実績1ヶ月＋見込2ヶ月）



最近3ヶ月の売上高等の実績・見込の計算方法

1.3. 金融機関等への協力要請

□ 政府では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、関係機関と連携し、金融機関等に対して要請を行っています。

政府系金融機関に対して	<p>【当面の貸付業務について（2月7日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①適時適切な貸出 ②返済猶予等の既往債務の条件変更 ③企業の実績に応じた十分な対応 ④セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対して） <p>【年度末の繁忙期を控えて（2月28日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①迅速かつ積極的に対応 ②個々の実情に応じた柔軟かつ積極的な対応 ③顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明 <p>【影響拡大を踏まえた資金繰り支援について（3月6日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと ②赤字、債務超過等の形式でなく実情に最大限配慮すること <p>【経済産業大臣と政府系金融機関・信用保証協会連合会のトップとの面談（3月16日）】</p> <p>大臣から政府系金融機関と信用保証協会連合会のトップに対して融資現場の実態把握を行い、最大限の対応を直接要請。</p>
民間金融機関に対して	<p>なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、<u>事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、計4回要請を行っています。</u></p>

1.4. 4月7日緊急経済対策

- 「Ⅱ.雇用の維持と事業の継続」において、以下のように文化芸術関係者への配慮に言及しています。

□ 前文

- 文化芸術の灯を守り抜く (p.18)

□ 3.事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

- 苦境にある事業者等に対して、確実に制度の概要が伝わるよう事前の周知に注力するとともに、文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえ、申請者の事務負担を考慮して、電子申請を原則とするなど、可能な限り簡便な手続とし、申請から給付までの期間を極力短くする (p.22)

2020年4月7日閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」より
https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200407_taisaku.pdf

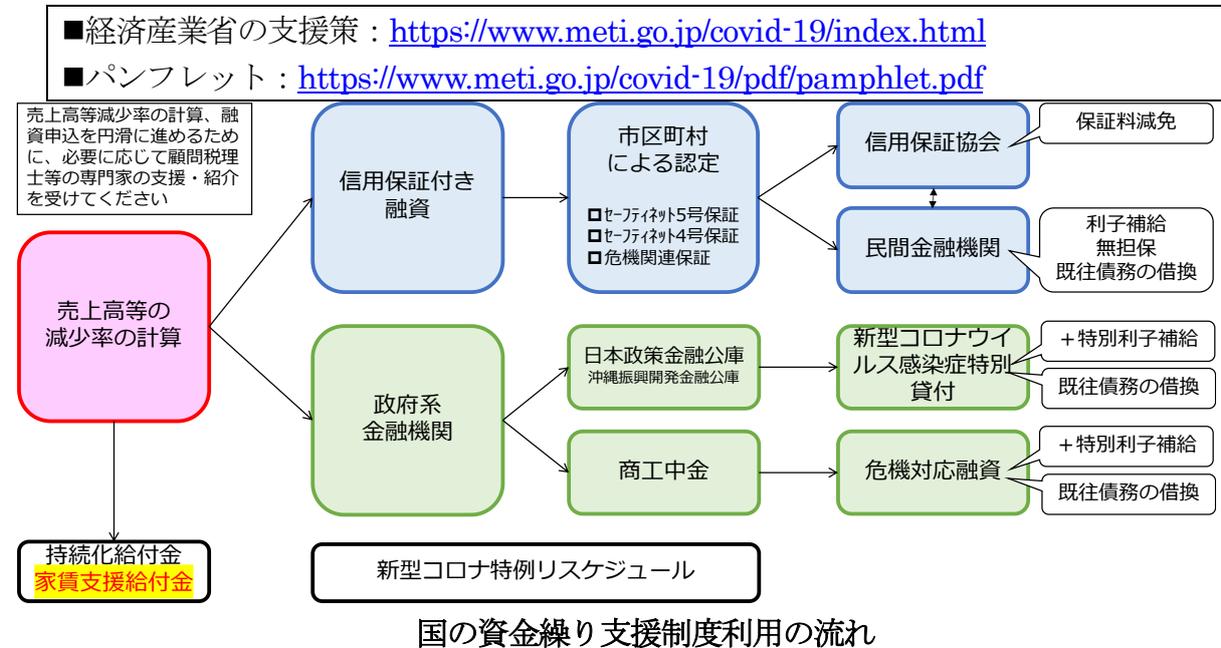
緊急経済対策における文化芸術関係者への配慮の言及

2. 国の資金繰り支援策は？

2.1. 全体像

□ 国の資金繰り支援策は、経済産業省のホームページに掲載され、随時拡充更新されています。大きく、信用保証制度の特別枠による融資支援と、政府系金融機関の融資・利子補給制度の2本立てです。

■これらは併用可能です。



□ 信用保証制度（自治体・信用保証協会・民間金融機関）

- 所在地の市区町村に認定書を発行してもらい、保証付き融資を申し込みます（信用保証協会・民間金融機関）。
- 自治体独自の緊急融資制度等もあるので、所在地の自治体の支援制度も併せて確認してください。



■新型コロナウイルス対応では、認定基準の運用が緩和されています。

新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

○前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証が利用できるように認定基準の運用を緩和。

【対象となる方】
 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方
 ①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者
 ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

【認定基準】

(現状) 対前年と比較 最近1ヶ月の売上高等と前年同月を比較 + その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と前年同期を比較	運用 緩和	(緩和後) 新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較 最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較 又は 最近1ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較 + その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較 又は 最近1ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較 + その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較
--	----------	---

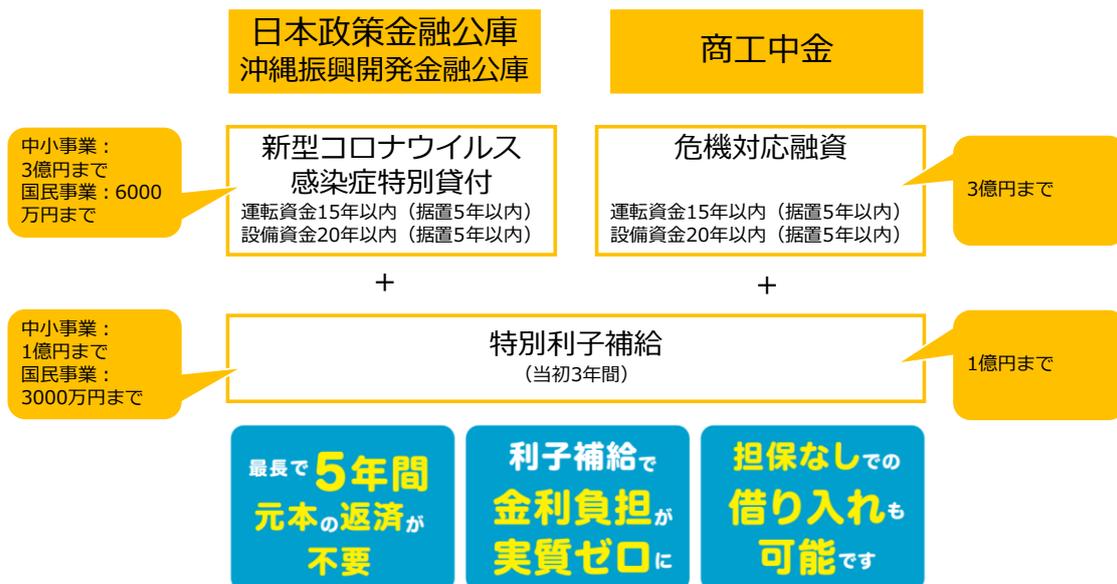
※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証4号は▲20%以上、セーフティネット保証5号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上

□ 政府系金融機関の融資・利子補給制度

■日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付特別貸付、商工中金の危機対応融資等を申し込みます。

◇新型コロナウイルス感染症特別貸付特別貸付については、郵送申し込みも可能です。

◇特別利子補給制度を併せて利用することができます。詳細は、今後公表される予定です。



政府系金融機関の融資制度の概要

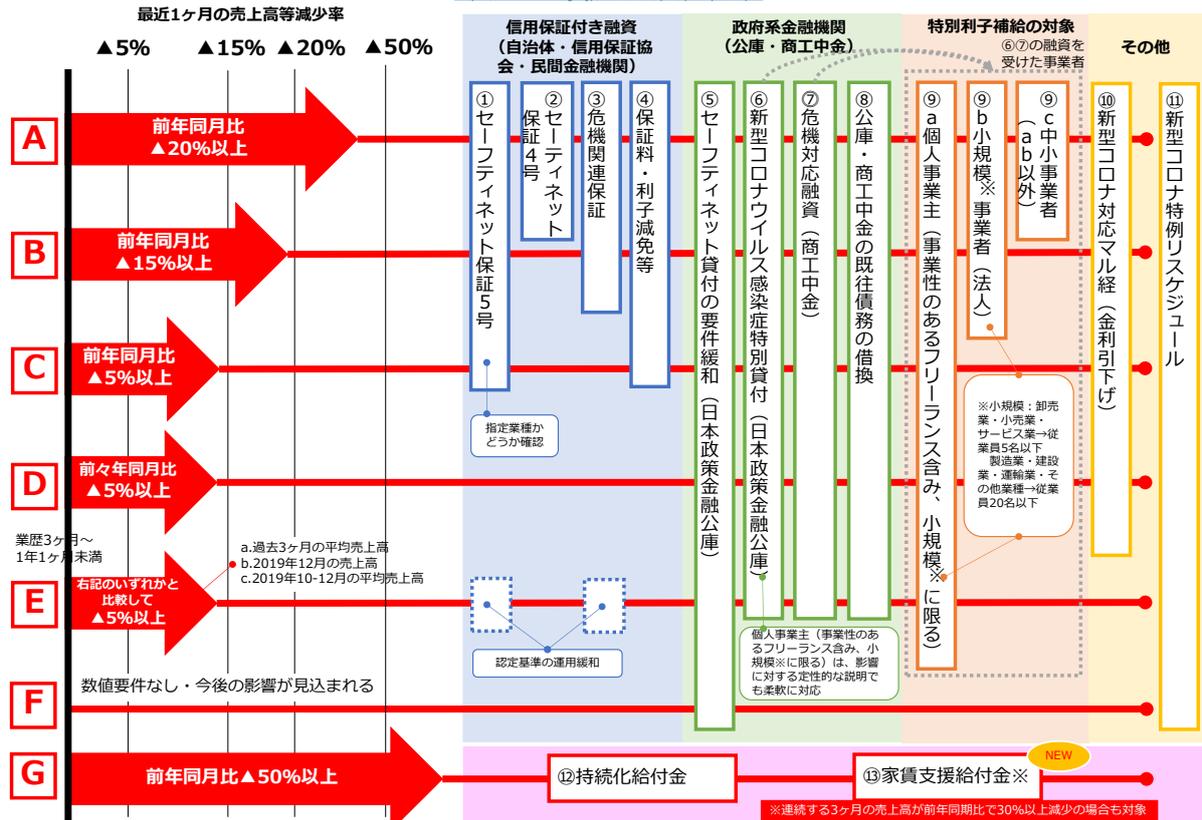
3. 自社・自分が使える支援策は？

3.1. 売上高等の減少率で判断

□ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による売上減少率の計算結果により、利用できる支援策の種類が異なります。下図を参照して、自社・自分が利用できる可能性のある支援策を確認してください。

■ 各支援策の運用は関係機関において柔軟に行われているので、自社・自分が利用できるか確信がもてない場合でも、各窓口で相談してみてください。

売上高等減少率による利用可能な支援策の判断 経済産業省/パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」令和2年5月28日18:00時点版より作成
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf



2020/06/01版

文化芸術関係者向け新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援制度活用ガイド

6

【手順】

□ 売上高等の減少率を計算し、自社・自分がA～Gのいずれに該当するか判断する

□ 自社・自分が該当するパターンの、使える可能性のある制度の番号を確認する

■ たとえばCの場合、①④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑫⑬が該当

□ 各番号の支援策の内容を、この後の記述で確認する

自社・自分で使える可能性のある国の資金繰り支援策の判断

3.2. 信用保証制度（自治体・信用保証協会・民間金融機関）

□ 中小企業（法人）の本店、個人事業主の主たる事業所の所在地の市区町村窓口にて認定申請書2通を提出し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込みます。

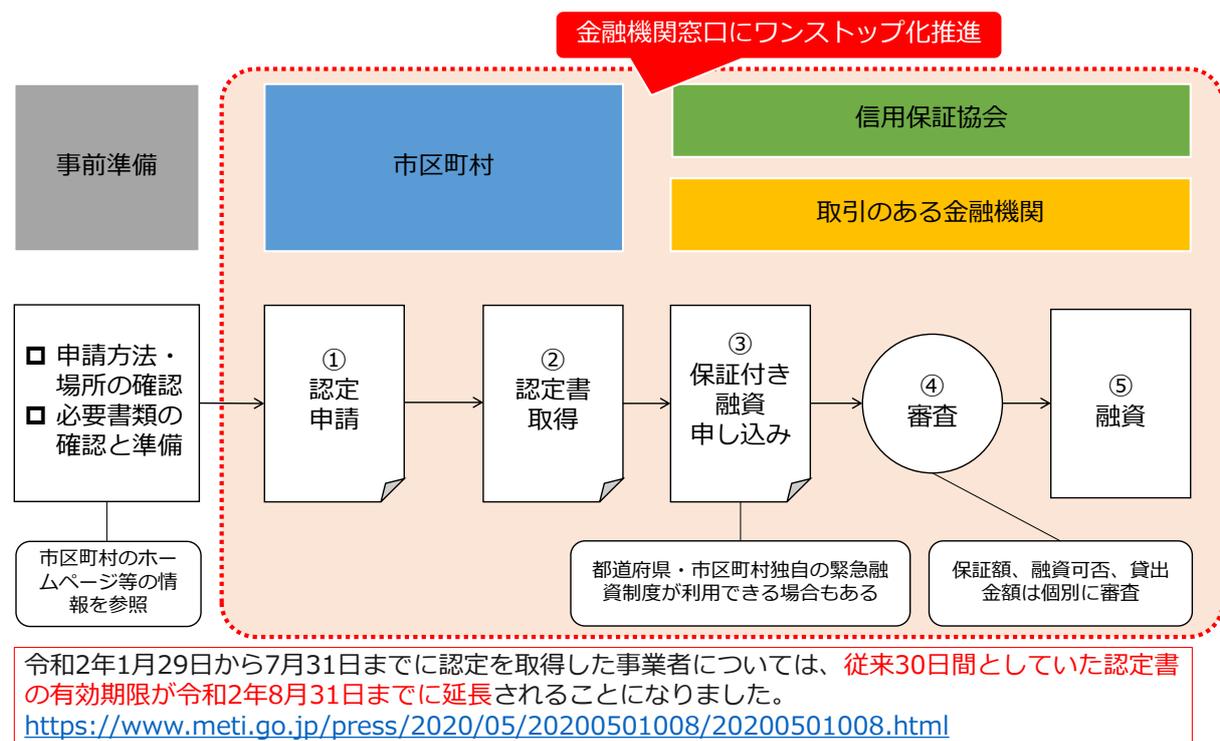
■セーフティネット4号・5号、危機関連保証のいずれにおいても、手続きの大まかな流れは同じです。

◇ただし、整理券制、予約制など申請受付の方法や、認定書発行のタイミングも市区町村の状況によって異なります。

◇売上高等の減少（実績、見込）のわかる書類が必要です。そのほか、認定申請書、必要書類（登記簿謄本、決算書、試算表等）は、あらかじめ市区町村のWEBサイト等で確認し、もれなく準備してください。

◇信用保証協会または金融機関による審査の結果、融資を受けられない場合もあります。

■社団法人や財団法人は信用保証の対象になりません。NPO法人は信用保証の対象となります。



信用保証制度利用の流れ（原則）

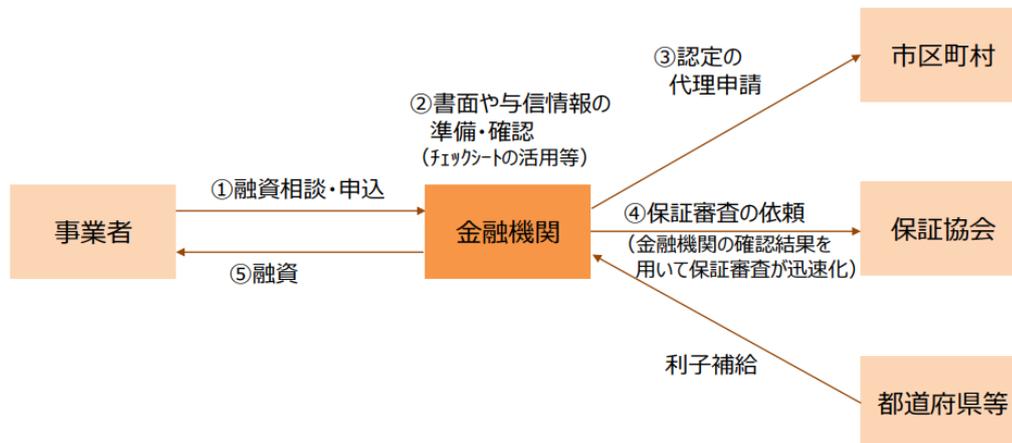
□ 原則は上記のとおりですが、金融機関が窓口となって、市区町村・保証協会・都道府県等の手続きを代理・代行するワンストップ手続きが推進されています。

■具体的な運用は市町村により異なるので、所在地の状況は個別に確認してください。

金融機関ワンストップ手続きの推進

- 民間実質無利子融資の円滑かつ迅速な実施に向け、あらゆるリソースを最大限活用し、**金融機関がワンストップで効率的、迅速に各種手続きを行う。**

金融機関によるワンストップ手続きのイメージ



※事業者の利便性の観点から、自治体によっては、スキームの一部が異なる場合もある。

□ 提出を求められる書類の例

- 認定申請書 2 通（様式は市区町村ごとに異なる）
- 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行 3 ヶ月以内）
- 法人事業概況説明書（税務署の受付印のあるもの）
- 確定申告書
- 納税証明書
- 売上高の減少を説明する資料（月次試算表等）
- （書類ではないが、実印の持参）
など

□ 上記の中でも市区町村によっては提出を求めているもの、上記以外で提出を求められるものもあります。

- 必ず事前に各市区町村の HP 等で確認してください。
- その際、下記についても併せて確認してください。
 - ◇ 申請窓口はどこか
 - ◇ 申請の受付方法（整理券制、予約制など）
 - ◇ 自治体独自の緊急融資の有無・内容

①セーフティネット5号保証（587業種）：前年同期比売上▲5%以上等

- 通常の保証限度額とは別枠で借入債務の80%保証を受けられます（4号保証との合計で2.8億円まで）。

■指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者
 ☆業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用が緩和されています：過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高の比較等

- セーフティネット5号保証について詳しく知りたい

→ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

- 令和2年5月1日以降、全業種が指定されました。

- セーフティネット保証5号の概要と指定業種の確認：

→ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200501_1_5gou.pdf

文化芸術関係のセーフティネット5号保証業種指定の状況（令和2年5月1日時点）

～4月10日より芸術家業及び各種教授業が追加、5月1日より全業種が指定～

細分類	業種	4月1日指定	4月10日追加指定	5月1日追加指定
7091	映画・演劇用品賃貸業	○	→継続	全業種
7272	芸術家業		○	
8011	映画館	○	→継続	
8021	劇場	○	→継続	
8022	興行場	○	→継続	
8023	劇団	○	→継続	
8024	楽団、舞踏団	○	→継続	
8025	演芸・スポーツ等興行団	○	→継続	
8241	音楽教授業	○	→継続	
8242	書道教授業		○	
8243	生花・茶道教授業		○	
8249	その他の教養・技能教授業		○	

②セーフティネット4号保証：前年同期比売上▲20%以上等

- 通常の保証限度額（2.8億円）とは別枠（5号保証と合計で2.8億円）で借入債務の100%保証を受けられます。全都道府県が対象です。

■原則として、最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる
 ☆業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用が緩和されています：過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高の比較等

- セーフティネット4号保証について詳しく知りたい

→ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

③危機関連保証：前年同期比売上▲15%以上等

- 通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%保証を受けられます。信用保証制度の対象全業種が対象です。

■原則として、最近1ヶ月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる

- 危機関連保証について詳しく知りたい

→ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm

④信用保証付き融資における保証料・利子減免等

- 国が補助を行う都道府県等による制度融資

- セーフティネット4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給の対象となります。
- 民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もある→詳しくは各金融機関に相談。

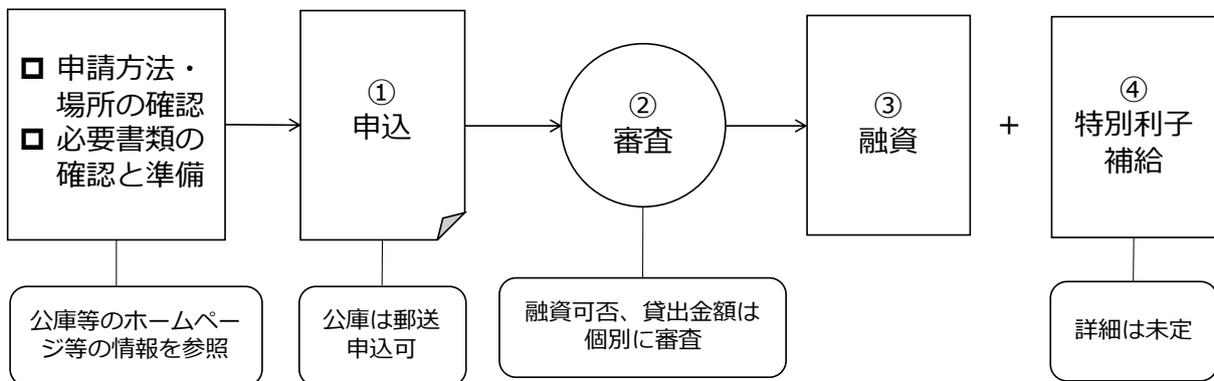
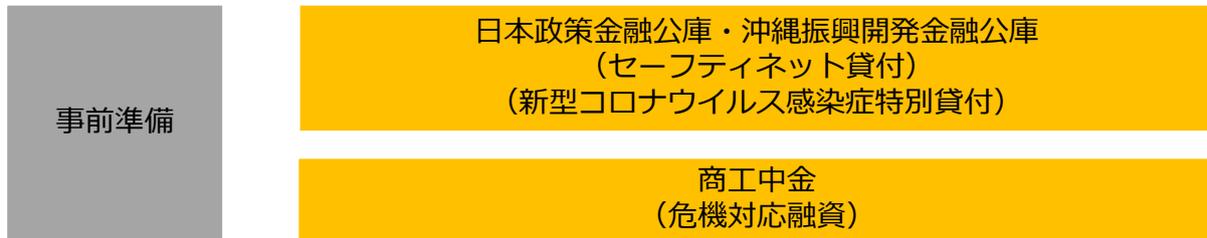
信用保証付き融資における保証料・利子減免等の概要

対象要件	□ セーフティネット4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施			
	事業者	売上高等 前年同月比	保証料	金利 (当初3年間)
	①個人事業主 (事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る)	▲5%以上減少	ゼロ	ゼロ
令和2年度第2次補正予算の成立後、各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充	②小・中規模事業者 (①除く)	▲5%以上減少	1/2	所定金利
		▲15%以上減少	ゼロ	ゼロ
融資上限	□ 4,000万円（貸付期間10年以内、うち据置期間5年以内）			
保証料補助割合	□ 1/2 または 10/10 ※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担			
金利補給期間	□ 当初3年間（4年目以降は制度融資所定金利）			
担保	□ 無担保			
保証人	□ 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）			
既往債務の借換	□ 信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能			

3.3. 政府系金融機関の融資・利子補給制度等

□ 新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対する融資制度です。

■ セーフティネット保証・危機関連保証は、日本政策金融公庫・沖縄振興開発公庫の融資には使えません。商工組合中央金庫（商工中金）からの借入には使えます。



融資・特別利子補給制度利用の流れ

⑤セーフティネット貸付の要件緩和（日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫）

□ 「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象になります。

□ セーフティネット貸付について詳しく知りたい

■ 中小事業→https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m_t.html

■ 国民事業→https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html

セーフティネット貸付の要件緩和の概要

融資対象	□ 「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者
資金の使いみち	□ 運転資金：8年以内（据置期間3年以内） □ 設備資金：15年以内（据置期間3年以内）
融資限度額	□ 中小事業 7.2億円 □ 国民事業 4,800万円
金利	□ 基準金利 ■ 中小事業 1.1% ■ 国民事業 1.91% □ 令和2年5月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動
担保	□ 相談の上決定

⑥新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫）

□ 新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対する制度です。

- 信用力や担保によらず一律金利とし、融資後3年間まで0.9%引き下げます。
- 据置期間（元本の返済はせず利子のみ支払う期間）は最長5年です。

□ 新型コロナウイルス感染症特別貸付について詳しく知りたい

- 相談窓口→ https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html
- 中小事業→ https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html
- 国民事業→ https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html
- Q&A→ https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq.pdf

新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

融資対象 ※文化団体でも事業性の高いものは対象になり得る	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。 			
	<input type="checkbox"/> ① 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少 <input type="checkbox"/> ② 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高</td> </tr> <tr> <td>b 令和元年12月の売上高</td> </tr> <tr> <td>c 令和元年10月～12月の売上高平均額</td> </tr> </table>	a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高	b 令和元年12月の売上高	c 令和元年10月～12月の売上高平均額
a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高				
b 令和元年12月の売上高				
c 令和元年10月～12月の売上高平均額				
資金の使いみち	<input type="checkbox"/> 運転資金：15年以内（据置期間5年以内） <input type="checkbox"/> 設備資金：20年以内（据置期間5年以内） <div style="background-color: yellow; padding: 2px; margin-top: 5px;">令和2年度第2次補正予算の成立を前提に融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施</div>			
融資限度額	<input type="checkbox"/> 中小事業 6億円 <input type="checkbox"/> 国民事業 8,000万円 <div style="background-color: yellow; padding: 2px; margin-top: 5px;">令和2年度第2次補正予算の成立を前提に融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施</div>			
金利	<input type="checkbox"/> 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 <ul style="list-style-type: none"> ■ 利下げ限度額：中小事業 2億円、国民事業 4,000万円（「マル経融資の金利引下げ」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計） <input type="checkbox"/> 令和2年5月1日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律 <ul style="list-style-type: none"> ■ 中小事業 1.11%→0.21% ■ 国民事業 1.36%→0.46% <input type="checkbox"/> 特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現			
担保	<input type="checkbox"/> 無担保			
遡及適用	<input type="checkbox"/> 令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能			

⑦危機対応融資（商工中金）

□ 新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（中小企業組合の組合員）に対する制度です。4月15日から制度適用開始。

- 信用力や担保によらず一律金利とし、融資後3年間まで0.9%引き下げます。
- 据置期間（元本の返済はせず利子のみ支払う期間）は最長3年です。

□ 危機対応融資について詳しく知りたい

- 相談窓口→ <https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>
- Q&A→ https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_200319_08.pdf

危機対応融資の概要

融資対象	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する事業者 <input type="checkbox"/> ① 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少 <input type="checkbox"/> ② 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額
資金の使いみち	<input type="checkbox"/> 運転資金：15年以内（据置期間5年以内） <input type="checkbox"/> 設備資金：20年以内（据置期間5年以内）
融資限度額	<input type="checkbox"/> 6億円
金利	<input type="checkbox"/> 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 <input type="checkbox"/> 令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律 ■1.11%→0.21%（利下げ限度額：2億円） <input type="checkbox"/> 特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現
担保	<input type="checkbox"/> 無担保
つなぎ融資	<input type="checkbox"/> 2020年3月19日以降に危機対応融資の要件を満たす事業者で、制度適用開始前に融資の実行を希望する場合、商工中金所定の利率によるつなぎ融資の利用が可能（制度適用開始後に借換）

令和2年度第2次補正予算の成立を前提に
融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施

⑧日本政策金融公庫等の既往債務の借換

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・商工中金の「危機対応融資」について、公庫や危機対応融資の既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

対象制度	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫等 ■ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ■ 新型コロナウイルスマル経融資 ■ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ■ 新型コロナウイルス対策衛経 等 <input type="checkbox"/> 商工組合中央金庫 ■ 危機対応融資
金利引下げ・実質無利子化の限度額	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫等 ■ 中小事業：2億円 ■ 国民事業：4,000万円 <input type="checkbox"/> 商工組合中央金庫：2億円
借換限度額 （新規融資等と既往債務借換の合計額）	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫等 ■ 中小事業：6億円 ■ 国民事業：8,000万円 <input type="checkbox"/> 商工組合中央金庫：6億円

令和2年度第2次補正予算の成立を前提に
融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施

⑨特別利子補給

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・商工中金の「危機対応融資」に特別利子補給制度を併用することで、実質的な無利子化（借入当初3年間）を図れます。

- 利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁HP等で公表予定

特別利子補給の概要

適用対象 ※文化団体でも事業性の高いものは対象になり得る	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」若しくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td>a : 個人事業主 (事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る)</td> <td>要件なし</td> </tr> <tr> <td>b : 小規模事業者 (法人事業者)</td> <td>売上高▲15%減少</td> </tr> <tr> <td>c : 中小企業者 (上記 a b を除く事業者)</td> <td>売上高▲20%減少</td> </tr> </table>	a : 個人事業主 (事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る)	要件なし	b : 小規模事業者 (法人事業者)	売上高▲15%減少	c : 中小企業者 (上記 a b を除く事業者)	売上高▲20%減少
a : 個人事業主 (事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る)	要件なし						
b : 小規模事業者 (法人事業者)	売上高▲15%減少						
c : 中小企業者 (上記 a b を除く事業者)	売上高▲20%減少						
小規模要件	<input type="checkbox"/> 製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員 20 名以下 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業、サービス業は従業員 5 名以下						
利子補給期間	<input type="checkbox"/> 借入後当初 3 年間						
補給給対象上限 ※新規融資と既往債務借換との合計額	<input type="checkbox"/> 日本公庫特別貸付 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td>■ 中小事業 : 2 億円</td> <td rowspan="2" style="background-color: yellow; text-align: center;">令和2年度第2次補正予算の成立を前提に 融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施</td> </tr> <tr> <td>■ 国民事業 : 4,000 万円</td> </tr> </table> ☆ 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナ ウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策衛経」の合計 <input type="checkbox"/> 商工中金危機対応融資 : 2 億円	■ 中小事業 : 2 億円	令和2年度第2次補正予算の成立を前提に 融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施	■ 国民事業 : 4,000 万円			
■ 中小事業 : 2 億円	令和2年度第2次補正予算の成立を前提に 融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施						
■ 国民事業 : 4,000 万円							
遡及適用	<input type="checkbox"/> 令和 2 年 1 月 29 日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能						

⑩新型コロナ対応マル経（金利引下げ）

マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

■新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、金利引き下げ等が講じられます。

■マル経融資の金利引き下げ等について詳しく知りたい

→ https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html#covid_19

マル経融資の金利引き下げ等の概要

適用対象	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者 ■ 最近 1 ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少
資金の使いみち	<input type="checkbox"/> 運転資金 (据置期間 3 年以内に延長) <input type="checkbox"/> 設備資金 (据置期間 4 年以内に延長)
融資限度額	<input type="checkbox"/> 別枠 1000 万円
金利	<input type="checkbox"/> 経営改善利率 1.21% (令和 2 年 5 月 1 日時点) より当初 3 年間、▲0.9%引下 ■ 4,000 万円 <input type="checkbox"/> 金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で 4,000 万円

⑪新型コロナ特例リスケジュール

□新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会が支援新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定を支援します。

■各都道府県の中小企業再生支援協議会

→ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/200225kyougikai.pdf>

新型コロナ特例リスケジュールの概要

①一括して既存債務の元金返済猶予要請	□資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施。	□中小企業者の費用は原則不要
②資金繰り計画策定における金融機関調整	□中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援。 ■複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポート。	
③資金繰りの継続サポート	□別枠 1000 万円特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言。	
④特例リスケ後の再生支援	□本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施。	□事業再生計画策定に必要な費用 (DD 費用など) の中小企業者の負担割合を引き下げ

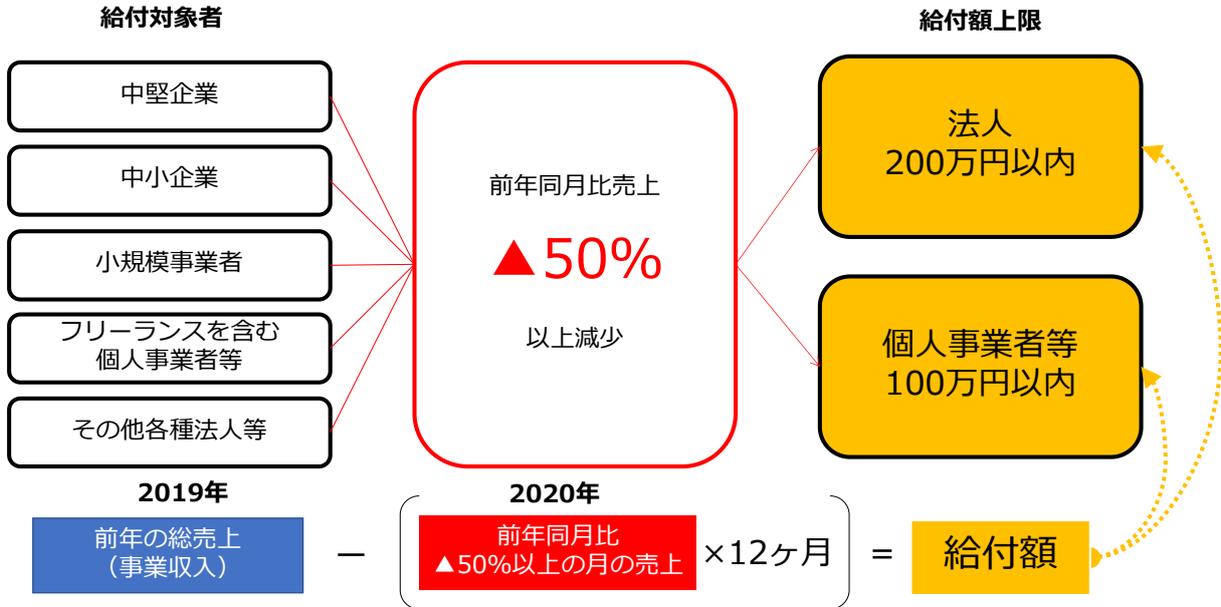
4. 給付金

⑫持続化給付金

□感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

■5月1日より専用サイトで申請受付開始

→ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



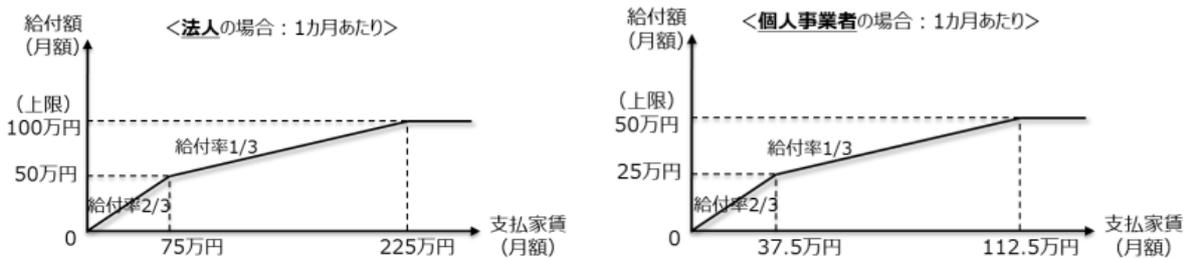
持続化給付金の概要

⑬家賃支援給付金

□令和2年度2次補正予算の成立を前提に、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

□給付額は、申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6ヶ月分)。



家賃支援給付金の概要

5. 相談窓口等

5.1. 経営相談の窓口

- 資金繰り支援及び持続化給付金相談窓口（中小企業庁）
→ <https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408002/20200408002.html>
- 平日の相談窓口（公庫・信用保証協会等）
→ <https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200129007/20200129007.html>
- 土日の相談窓口（公庫・信用保証協会等）
→ <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>
- ミラサポ派遣専門家（無料相談）
→ <https://www.mirasapo.jp/>（令和2年度事業開始以降）

5.2. 各窓口相談する前の確認資料（FAQ）

- 保証協会の保証付き融資について
→ <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/faq1.pdf>
- 政府系金融機関の融資について
→ <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/faq2.pdf>
- 専門家による経営支援について
→ <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/faq5.pdf>

5.3. 自治体の支援策

- 都道府県・市区町村支援策リンク集
→ <https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

以上

改訂履歴等

- 第1版：2020年4月6日
- 第2版：2020年4月10日
- 第3版：2020年5月8日
- 第4版：2020年6月1日

作成協力：有限会社サステイナブル・デザイン（認定経営革新等支援機関 104713005712）